

## 『H31年度税制改正大綱(4) 納税猶予で資産保有型要件緩和』

資産税関連では、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直しも注目される。一定のやむを得ない事情により資産保有型会社等に該当することとなった認定承継会社等も、その日から6月以内に再び該当しなくなった場合は納税猶予の取消事由とはしないこととなった。「やむを得ない事情」の内容、該当したときに必要となる手続の詳細は今後検討される。

**教育資金の一括贈与非課税措置は、所要の見直しを行った上で2年間延長することとされた。**1) 信託等をする年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用の対象から除外する。2) 対象となる教育資金の範囲から、23歳以上の受贈者に係る、学校等以外に支払われる金銭(予備校、習い事に関する費用)を除く。3) 契約終了の日までに贈与者が死亡した場合、その死亡前3年以内に取得し本措置の適用を受けた信託受益権等について、死亡の日における管理残額を相続又は遺贈により取得したとみなし相続税の課税対象とする。(受贈者が23歳未満又は学校等に在学している場合等は除く。)終了事由も見直され、受贈者が30歳に達して以降の契約終了について新しく定められた。

また、**結婚・子育て資金についても上記1)と同様の改正が行われ2年延長された。**



## 『住宅取得支援制度などの説明会 消費税率引き上げ控え—国交省』

国土交通省が2月から3月にかけて全国47都道府県で消費税率引き上げに伴う住宅取得支援制度をはじめ、省エネに関する制度など良質な住宅・建築物の取得・改修に関する最近の支援制度等の概要について説明会を開催する。日程は2月1日の東京都を皮切りに、3月14日の横浜市まで計48回。講師は同省担当官。対象は主に住宅関連事業者だが、一般人も参加可能。参加費は無料。時間は3時間程度。取り上げる主なテーマは(1)消費税率引き上げに伴う住宅取得支援策(2)良質な住宅ストックによる新たな循環システムの構築(3)住宅・建築物の省エネ化の推進(4)木造住宅・建築物の振興。同省は消費税率引き上げ後、住宅購入などを支援する「次世代住宅ポイント制度」を導入する。省エネ性能の高い住宅などに対し、新築の場合は最大35万円相当を支援。2019年6月をめどにポイント発行の申請受け付けを開始する。一方、税制改正大綱には住宅ローン減税が盛り込まれた。所得税などから一定額を控除できる期間を現在の10年から13年に延長する。20年12月末までの入居者が対象で、延長される3年間は毎年、建物価格の2%に当たる額の3分の1と住宅ローン残高の1%のうち、少ない方の金額を控除する。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)